

D&O(役員賠償責任)保険

2021年度より雇用関連賠償責任追加担保特約(オプション)を追加!!

被保険者(貴法人の役員)が法人の役員としての業務につき行った行為(不作為を含みます。以下「行為」といいます。)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたこと(注1)により、被保険者が被る損害に対して、保険金を支払う保険です。保険金をお支払いするのは、損害賠償請求の原因となった行為またはその行為に関連する他の行為が遡及日(注2)以降に行われた場合に限りです。

(注1)初期対応費用については、「保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況が発生したこと」に読替えます。

(注2)遡及日とは、初年度加入日の10年前応当日をいいます。

※貴法人は被保険者ではないため、貴法人自身に対する損害賠償請求は本保険の対象とはなりません。

※貴法人から被保険者に対してなされた損害賠償請求は本保険の対象とはなりません。

情報漏えい保険

※本制度は「サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)」の愛称です。

① 職員、派遣会員の
マイナンバーに関する
漏えい事故も対象

② 国庫補助ランク毎の
保険料設定で、手続き
も簡便

③ 情報漏えいの「おそれ」が
発生した場合も対象

④ 法律上の損害賠償金だけ
でなく見舞金等の各種費用も
お支払い対象



⑤ サイバー攻撃の発見時に要する各種対応費用や、
セキュリティ事故の再発防止のために支出する費用も対象

〈D&O(役員賠償責任)保険、情報漏えい保険 共通〉

保険期間

2022年4月1日午後4時～2023年4月1日午後4時

募集締切日

2022年3月22日(火) ※中途加入も可能です。

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

担当課：公務第一部公務第二課 TEL 03-3515-4124

取扱代理店(お問い合わせ先)：株式会社 全福サービス

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-4-8
NCO 神田須田町 5F

TEL 03-3252-2012
FAX 03-3258-8878

ご加入方法

加入依頼書提出先

株式会社 全福サービス

<年間加入の場合>

3月22日(火)までに添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、取扱い代理店：全福サービスまでご送付またはFAXいただくか、全福サービスホームページよりお手続きください。なお、D&O(役員賠償責任)保険のみ「ご質問書 兼 告知事項申告書」が必要です。

また、保険料を3月22日(火)までに別紙記載の振込先へお振込みください。

<D&O(役員賠償責任)保険の加入手続きについて>

理事会決議のため加入手続きが募集締切日の3月22日(火)を過ぎてしまう場合には、お手続きについてご案内しますので代理店：全福サービス(03-3252-2012)までご照会ください。

<中途加入の場合>

加入希望日の前日(前日が休祝日の場合はその前日)までに添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、取扱い代理店：全福サービスまでご送付またはFAXいただくか、全福サービスホームページよりお手続きください。なお、D&O(役員賠償責任)保険のみ「ご質問書 兼 告知事項申告書」が必要です。

また、保険料(※)も加入希望日の前日(前日が休祝日の場合はその前日)までに別紙記載の振込先へお振込みください。

※中途加入保険料につきましては代理店：全福サービス(03-3252-2012)までご照会ください。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808 〈通話料有料〉

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

保険料・支払限度額

保険料は各シルバー人材センターの直近の国庫補助金のランク別に定額保険料を設定します。

タイプ	保険期間中 総支払限度額	年間保険料		
		国庫補助 ランクA	国庫補助 ランクB	国庫補助 ランクC
Iタイプ	1億円	205,000円	100,000円	50,000円
IIタイプ	5千万円	141,000円	68,000円	32,000円
IIIタイプ	3千万円	116,000円	53,000円	27,000円
IVタイプ	1千万円	61,000円	29,000円	14,000円
オプション(任意付帯)： 雇用関連賠償責任追加担保特約		7,000円	5,000円	3,000円

【保険料例】「国庫補助ランク A」のセンターが「Iタイプ」および「オプション」にお申込みの場合。

例) 205,000円(国庫補助ランク A、Iタイプ) + 7,000円(オプション) = 総額保険料：212,000円

※1 Cランクは新規国庫補助団体、国庫補助対象外団体、都道府県連合会の各社団法人を含みます。

※2 オプションのみのお申込みはできません。オプションの中途付帯は可能です。

2021年度より雇用関連賠償責任追加担保特約(オプション)を追加!!

シルバー人材センター職員等に対する差別的・不利益な取扱いや、パワハラ・セクハラ・マタハラ等の侵害行為により発生した事故(精神的苦痛(それに起因する身体の障害を含みます。)、口頭・文書による誹謗・中傷・他人のプライバシー侵害)について役員が損害賠償を請求された場合を補償対象とします。(基本補償では免責)

D&O(役員賠償責任)保険の概要

保険契約者

(公社)全国シルバー人材センター事業協会

この保険は、(公社)全国シルバー人材センター事業協会をご契約者とし、(公社)全国シルバー人材センター事業協会会員を記名被保険者とする D&O 保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、ご契約者である (公社)全国シルバー人材センター事業協会が有します。

ご加入者 (記名法人)

社団法人格または財団法人格を有する

(公社)全国シルバー人材センター事業協会会員の皆様

(公社)全国シルバー人材センター事業協会会員以外の方は、この保険に加入することができませんのでご注意ください。

被保険者

記名法人の全ての役員

(注1)初年度契約の保険期間の初日以降に退任した役員およびこの保険契約の保険期間中に新たに選任された役員を含みます。

(注2)この保険における「役員」とは、次の方をいいます(②の方については自動付帯の特約条項により「役員」とみなします。)

①「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に規定する理事および監事(会計監査人を含みません。)

②管理職従業員(法人の理事会決議または、理事会から委任された理事により「重要な使用人」として認定された方)

お支払いする保険金の種類

被保険者(貴法人の役員)が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金が支払われます。

① 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が支払責任を負う損害賠償金(引受保険会社の事前の同意が必要です)。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金等の加重された部分や、他人との間の約定によって加重された損害賠償金は含みません。

② 争訟費用

被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟(訴訟、仲裁、調停または和解等をいう)によって生じた費用(被保険者または法人の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。)のうち、引受保険会社が事前に同意し、妥当かつ必要と認めたもの。

③ 代位における求償権保全等のための引受保険会社への協力費用

保険金をお支払いすることによって引受保険会社に移転する債権の保全・行使等につき、引受保険会社に協力するための費用

④ 訴訟対応費用

被保険者に対して日本国内で訴訟が提起された場合等にその対応に要する費用のうち、被保険者が支出した争訟費用以外の社会通念上妥当な費用で、引受保険会社が必要かつ有益と認めた費用

⑤ 初期対応費用

損害賠償請求が実際になされていなくても、保険期間中に損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、その請求等に対して初期対応を行うために被保険者が支出した争訟費用以外の社会通念上妥当な費用で、引受保険会社が事前に同意し、必要かつ有益と認めた費用

●保険金のお支払い方法

①②④⑤は、被保険者(役員)ごとに、①②④⑤の合計額に対して保険金をお支払いします。ただし、すべての被保険者に対してお支払いする保険金の額を合計して、ご加入された保険期間中の総支払限度額が限度となります。③は原則としてその全額がお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません。)

シルバー人材センターにおける想定事故事例

- ◆ 事務担当者が会員の個人情報が入ったノートパソコンを外部に持ち運んだことで紛失してしまい、会員の個人情報漏洩が起こってしまった。センターの個人情報取り扱いにおける管理徹底がされていなかったことが問題であり、理事の善管注意義務違反にあたるとして、会員より代表訴訟を提起された。
- ◆ 行政から助成金を得て業務遂行をしたが、その後助成金の使途が違法であるとして、行政より返還を求められた。助成金の使途の意思決定者であった理事長だけでなく、他の理事についても監視義務違反として、会員より代表訴訟を提起された。
- ◆ [雇用関連賠償責任追加担保特約]付帯の場合
従業員が上司からパワーハラスメントを受けていたことについて、法人役員が損害賠償請求を提起された。

(注)パワーハラスメント等の侵害行為を行った法人役員自身に対してなされた損害賠償責任については免責。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

(※ここでは主な場合のみを記載しております。また、初期対応費用については、一部要件が異なる部分がございます。詳細につきましては、保険約款をご確認いただくか、取扱代理店までお問い合わせください。)

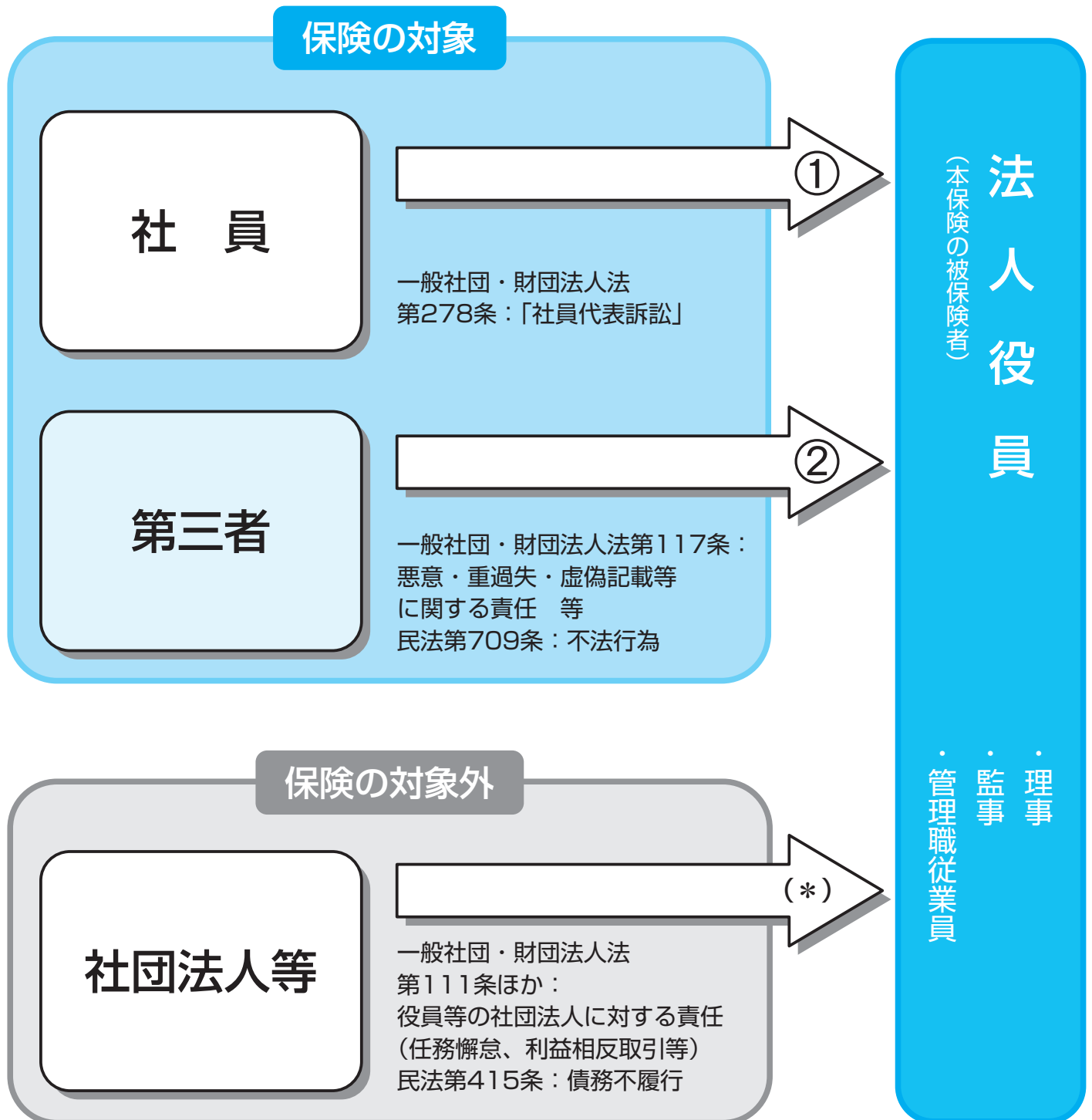
次の事由は、被保険者ごとに個別に適用されます。

- ・被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ・被保険者の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。)に起因する損害賠償請求
- ・法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求
- ・被保険者に報酬、賞与その他の職務執行の対価が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求 等

次の事由は、すべての被保険者に適用されます。

- ・過去に法人の役員(管理職従業員を除きます。)であった者からなされた損害賠償請求
- ・被保険者である役員(退任した役員を含み、管理職従業員を除きます。)の配偶者、六親等内の血族または三親等内の姻族からなされた損害賠償請求
- ・法人に次のいずれかの事由が生じたことに関連して、法人に対して債権を有する者からなされた損害賠償請求
 - ① 破産手続もしくは再生手続の開始の申立てがあったことまたは解散したこともしくは清算手続に入ったこと。
 - ② 手形交換所において、取引停止処分がなされたこと。
- ・遡及日(「遡及日」についてはP.1の「(注2)」をご確認ください。)より前に行われた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の損害賠償請求
- ・初年度契約の保険期間の初日より前に法人に対して提起されていた訴訟およびその中で申し立てられた事実またはその事実に関連する他の事実に関因する一連の損害賠償請求
- ・この保険契約の保険期間の初日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を保険契約者またはいずれかの被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に、その状況の原因となる行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の損害賠償請求
- ・この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の損害賠償請求
- ・身体障害・精神的苦痛・財物損壊等・人格権侵害についての損害賠償請求。ただし、雇用関連賠償責任追加担保特約を付帯することにより、労働者に対する差別的・不利益な取扱いやセクハラ・パワハラ・マタハラ等の侵害行為について役員が損害賠償請求された場合に、本免責事項を一部復活担保することができる

社団法人等の役員の法的責任



(*)民法第415条：債務不履行による損害賠償に関して規定しています(役員が職務の遂行にあたり、善管注意義務や忠実義務に違反し、社団法人に損害を与えた場合は、債務不履行の一般原則によって賠償義務を負うこととなります。)が、この保険では、貴法人から役員(被保険者)に対してなされた損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。

社団法人等の役員の法的責任

①社員から役員に対する賠償請求の根拠

◆一般社団・財団法人法第278条：「社員代表訴訟制度」に関して規定しています。

社団法人が役員等に対して有する損害賠償請求の権利を、社員が社団法人に代わって社団法人のために行使する制度です。

社員は、社団法人に対して役員等への提訴を請求し、60日以内に提訴がなされない場合は、自らが役員等を訴えることが可能です(社員自身の損害の賠償請求は第三者請求となります。)

②第三者から役員に対する賠償請求の根拠

◆一般社団・財団法人法第117条：次の場合に関して役員等の特別の責任を規定しています。

◎悪意・重過失によって第三者に損害を与えた場合

◎計算書類・事業報告などの重要事項に虚偽記載を行った場合(役員等が無過失を立証しなければ責任を免れません。) 等

◆民法第709条：不法行為による損害賠償に関して規定しています(役員の行為によって第三者が損害を被った場合は、本条による請求があり得ます。)

(*)社団法人等から役員に対する賠償請求の根拠

◆一般社団・財団法人法第111条・第116条：次の場合に関して役員等の特別の責任を規定しています。

◎任務懈怠の場合

◎利益相反取引の場合 等

Q&A

Q1. 法人法第113条第1項（責任の一部免除）において、役員が無報酬である場合、金銭的責任は免れると思うが、この保険に加入する必要性があるのか。

A1. 法第113条第1項については、第111条第1項の役員等の一般社団法人に対する賠償責任に関する条項となっており、会員や第三者に対する賠償責任は適応対象外となります。当保険は、第三者からの損害賠償請求や社員代表訴訟に対する備えです。

Q2. 保険料は全額法人が負担できるのか？

A2. 一般社団法人が、一般社団・財団法人法の規定（第118条の3）に基づき、D&O保険に係る保険料の全額を負担した場合でも、役員個人に対する給与課税が行われることはありません。（(公社)全国シルバー人材センター事業協会から、国税庁への確認内容に基づく）

Q3. 訴訟の対象が法人（センター・連合）の場合は、補償の対象になりますか。

A3. 本保険は、「役員（個人）」を補償対象とする保険です。よって、訴訟の対象が法人（センター・連合）の場合は、対象外となります。

D&O(役員賠償責任)保険

◆もし事故が起きたときは

被保険者が損害賠償請求を受けた場合は、遅滞なく、損害賠償請求者の氏名、被保険者が最初にその請求を知った時の状況、申し立てられている行為・原因となる事実に関する情報、他の保険契約等の有無および内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社(以下、「弊社」といいます。))にご連絡ください。

被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合は、遅滞なく、その状況および原因となる事実・行為について、発生日および関係者等その他の必要事項について、書面で代理店または弊社にご連絡ください。

ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

◆ご契約者と被保険者が異なる場合

ご契約者と被保険者が異なる場合は、ご契約者からのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

◆示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身が、弊社担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置きください。また、弊社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

◆保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。))について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。

このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

◆ご契約の際のご注意

〈告知義務〉

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※弊社の代理店には、告知受領権があります。

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約(特約条項や弊社以外の保険契約を含みます。))が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

〈通知義務〉

ご契約後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

〈ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について〉

- (1) ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2) ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご加入は無効になります。
- (3) 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にご加入した保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

〈保険料についての注意点〉

保険料は、加入者証に記載の払込期日までに払い込みください。払込期日までに保険料の入金がない場合は、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。

加入者証に払込期日の記載がない場合は、保険料は、ご契約と同時に払い込みください。加入者証に払込期日の記載がない場合において、ご契約と同時に保険料の入金がないときは、弊社が保険料を領収する前になされた損害賠償請求による損害に対しては保険金をお支払いできません。また、保険期間の初日は属する月の翌月末までに保険料の入金がない場合は、ご契約を解除させていただきます。

〈解約と解約返れい金〉

ご契約の解約(ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせること)については、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

返還される保険料があっても、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。

ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

〈加入者証〉

ご契約後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。

〈代理店の業務〉

代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接締結されたものとなります。

〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(※))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

情報漏えい保険の概要

保険契約者

(公社) 全国シルバー人材センター事業協会

この保険は、(公社)全国シルバー人材センター事業協会をご契約者とし、(公社)全国シルバー人材センター事業協会会員を記名被保険者とする情報漏えい保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、ご契約者である(公社)全国シルバー人材センター事業協会が有します。

ご加入者 (記名被保険者)

(公社) 全国シルバー人材センター事業協会会員の皆様

(公社)全国シルバー人材センター事業協会会員以外の方は、この保険に加入することができませんのでご注意ください。

被保険者

- ・ 記名被保険者
- ・ 記名被保険者の役員または使用人
(ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限りです。)

情報の漏えい(*1)またはそのおそれについて、保険期間中に被保険者が損害賠償請求を提起され、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や弁護士費用等の支払)や、事故対応期間(*2)内に生じた情報漏えい・セキュリティ事故対応費用を負担することによって被る費用損害に対して保険金をお支払いします。

(※1) 情報の漏えいとは、個人情報、法人情報または、個人情報・法人情報以外の公表されていない情報の漏えいをいいます。

(※2) 事故対応期間とは、被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故を発見した時からその翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。

【用語の定義】

「漏えい」

次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。

- ア. 個人情報被害者以外の第三者に知られたこと(知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
- イ. 法人情報(記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます)が被害法人以外の第三者に知られたこと
- ウ. 個人情報・法人情報以外の公表されていない情報が、第三者(その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。)に知られたこと

「サイバー攻撃」

記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為(正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。)をいい、次の行為を含みます。

- ア. コンピュータシステムへの不正アクセス
- イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為
- ウ. マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール(他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。)
- エ. コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為

「コンピュータシステム」

情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。

本保険で対象とする「個人情報」

記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。)により特定の個人を識別することができるもの。なお、次のものを含みます。

(ア) 氏名のみ情報

(イ) 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報

- イ. 個人識別符号(*)が含まれるもの

(*)個人識別符号とは、マイナンバー・運転免許証番号・旅券番号・基礎年金番号・保険証番号、このほか個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号をいいます。

保険料・支払限度額・免責金額

保険料は各シルバー人材センターの直近の国庫補助金のランク別に定額保険料を設定します。

タイプ	賠償責任部分 支払限度額 (1請求・保険期間中) (*1)(*2)	情報漏えい・セキュリティ 事故対応費用部分 支払限度額 (1事故・保険期間中) (*3)(*4)(*5)	年間保険料		
			国庫補助 ランクA	国庫補助 ランクB	国庫補助 ランクC (※)
Iタイプ	2億円 (免責金額：1請求につき10万円)	1千万円 (免責金額：1事故につき10万円)	138,380円	79,740円	28,500円
IIタイプ	1億円 (免責金額：1請求につき10万円)	1千万円 (免責金額：1事故につき10万円)	125,570円	72,360円	25,500円
IIIタイプ	5千万円 (免責金額：1請求につき10万円)	5百万円 (免責金額：1事故につき10万円)	101,580円	58,540円	22,500円

(※) Cランクは新規設立センター（ランク認定前）、国庫補助対象外センター、都道府県のシルバー人材センター連合会を含みます。

- (*1) 基本契約（賠償責任部分）、メール送受信等賠償責任担保特約の限度額が共有となります。
- (*2) この保険契約においてお支払いする保険金の額は、賠償責任部分・情報漏えい・セキュリティ事故対応費用部分およびその他の特約条項でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額（保険期間中）が限度となります。
ただし、個人情報漏えい見舞費用は被害者1名につき1,000円、法人見舞費用は被害法人1社につき5万円を限度とします。
- (*3) 損害額から免責金額（10万円）を差し引いた額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。
ただし、支払限度額が限度となります。
- (*4) 再発防止費用については、損害額に縮小支払割合90%を乗じた金額を保険金としてお支払いします。
- (*5) 情報漏えい・セキュリティ事故対応費用部分のうちP.12の①サイバー攻撃対応費用、②事故原因・被害範囲調査費用、③相談費用については、下記(A)(B)の通り、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。
(A) 縮小支払割合……100%
セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置(*6)により客観的に明らかになった場合（サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合）
(B) 縮小支払割合……90%
セキュリティ事故のうち(A)以外および風評被害事故の場合
- (*6) 次のいずれかをいいます。
①公的機関に対する被保険者による届出または報告等（文書によるものに限りま。）
②新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道
③被害者または被害法人に対する詫言状の送付
④公的機関からの通報

【想定事故事例】

- ◆ 事務所のパソコンがウイルス感染し、職員や派遣会員のマイナンバー情報がインターネット上に流出してしまった。
- ◆ 職員が意図的に会員の個人情報を持ち出し、名簿業者に転売した。
- ◆ 事務所に泥棒が侵入し、会員の個人情報を管理していたファイルが盗み出された。
- NEW ◆ 情報システムへの不正アクセスが行われ、メールアドレスが流出。
- NEW ◆ サーバー管理委託業者から「サーバーが外部と不審な通信を行っている」との報告を受けて、分析した結果、パソコンがウイルスに感染し、顧客情報が漏えいしていたことが判明した。
- NEW ◆ ホームページへの不正アクセスが発見された。

お支払いする保険金の種類

賠償責任部分と情報漏えい・セキュリティ事故対応費用部分のセット商品となっております。

情報漏えい保険

賠償責任部分

《情報通信技術特別約款(情報漏えい限定担保用)》

保険金をお支払いする損害

① 法律上の損害賠償金

※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の承認が必要です。

② 保険会社の同意を得て支出した、賠償責任に関する訴訟費用、弁護士費用等の争訟費用

③ 保険会社の要請に伴う協力費用

●保険金のお支払い方法は次のとおりです。
上記①の損害賠償金については、合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。

上記②、③の費用は、合計額に対して保険金をお支払いします。
※保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。

※日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

●支払限度額等

損害賠償責任に関する補償で引受保険会社がお支払いする保険金は、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額(1請求・保険期間中ごとの設定)が限度となります。また、損害賠償責任に関する補償でお支払いするすべての保険金(本ページ記載の法律上の損害賠償金および費用)を合算して、ご加入時に設定した支払限度額(保険期間中)が限度となります。

この保険契約においてお支払いする保険金の額は、(1)損害賠償責任に関する補償・(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償(全件付帯)・(3)その他補償を拡大する特約条項でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額(保険期間中)が限度となります。

情報漏えい・セキュリティ事故対応費用部分

《情報漏えい・セキュリティ事故対応費用担保特約条項》

保険金をお支払いする損害

① サイバー攻撃対応費用 **NEW**

(コンピューターシステム遮断費用、サイバー攻撃の有無確認費用)

② 事故原因・被害範囲調査費用

③ 相談費用

(コンサルティング費用、弁護士費用、風評被害拡大防止費用)

④ データ等復旧費用 **NEW**

⑤ その他事故対応費用

(人件費、交通費・宿泊費、通信費・コールセンター委託費用等、個人情報漏えい通知費用、社告費用、個人情報漏えい見舞費用、法人見舞費用、クレジット情報モニタリング費用、損害賠償請求費用、公的調査対応費用)

⑥ 再発防止費用 **NEW**

⑦ 訴訟対応費用 **NEW**

(注1)損害額から免責金額(10万円)を差し引いた額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。

(注2)③相談費用の弁護士費用につきましては、保険契約もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除き、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。

(注3)③相談費用、④データ等復旧費用、⑤その他事故対応費用の内、個人情報漏えい見舞費用・クレジット情報モニタリング費用・公的調査対応費用のコンサルティング費用、⑥再発防止費用は、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りです。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた損害は、保険金のお支払い対象となりません。

〈賠償責任部分・情報漏えい・セキュリティ事故対応費用部分共通〉

- 保険契約者または被保険者の故意
- 地震、噴火、津波、洪水、高潮
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
- 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- 他人の身体の障害
- 他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- 特許権または商標権等の知的財産権の侵害。ただし、記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害に対しては、適用しません。
- 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- 被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）
- 被保険者の暗号資産交換業の遂行
- 被保険者相互間における損害賠償請求
- 被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版
- 保険金の支払いを行うことにより引受保険会社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合

等

付帯される特約条項

メール送受信等賠償責任担保特約条項

被保険者が日本国内において行うホームページの運営・管理業務または電子メールの送受信業務に伴い、次の事由により発生した他人の事業の休止もしくは阻害、プログラムもしくはデータ（以下「プログラム等」といいます。）の滅失もしくは破損または人格権侵害等（情報の漏えいまたはそのおそれによるものを除きます。）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

- ① コンピュータ・ウィルスの感染
- ② 他者による不正アクセス
- ③ 被保険者が電子メールで発信したプログラム等のかし

「お支払いする保険金の種類」につきましては、基本契約の賠償責任部分をご参照ください。

〈保険金をお支払いできない主な場合〉

次の事由等に起因する損害

- ① 保険期間の開始時に保険契約者または被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた事故（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- ② ソフトウェアの開発またはプログラム作成
- ③ 対象業務の履行不能または履行遅滞
- ④ 被保険者の支払不能または破産
- ⑤ 被保険者以外の者に販売、納入または引き渡したコンピュータシステムの不具合
- ⑥ 被保険者以外の者から管理またはメンテナンスを受託したコンピュータシステムの不具合
- ⑦ 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ⑧ 被保険者の下請負人または共同事業者に対する賠償責任

等

被保険者は回収等の措置の実施義務を負います。

サイバーリスク総合支援サービスのご案内

本情報漏えい保険では次のサービスをご用意しております。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

サービス		概 要	ご利用対象
情報・ツール 提供サービス (無料)	情報・ツール 提供サービス	Tokio Cyber Port(*1)上で、次のようなサイバーリスクに関する情報・ツールをご提供いたします。 ①インシデント対応フロー ②従業員の皆様向けテキスト ③サイバーリスク情報誌 ④メールマガジンの定期配信(サイバーリスクに関するニュースダイジェストのお届け、セミナー情報のご案内等)	どなた様でも ご利用いただけます(*1)
緊急時ホット ラインサービス (無料)	サイバークイック アシスタンス	ウイルス感染やネット接続不具合等のトラブルに対して、初期アドバイスやリモートサポート(ウイルス駆除やセキュリティ診断)等を行います。	情報漏えい保険 ご加入者様限 定(*2)
	サイバーエキスパート アシスタンス	高度な専門性を要する重大トラブルに対して、専門的アドバイスや専門事業者の紹介を行います。	
簡易リスク 診断サービス (無料)	定性リスク 診断サービス	お客様のセキュリティ管理体制を簡易診断し、定性的にリスク診断を実施いたします。	どなた様でも ご利用いただけます(*1)
	定量リスク 診断サービス	一定のシナリオに基づいたサイバーリスクに関する想定最大損害額(PML)を簡易算出し、定量的にリスク診断を実施いたします。	
専門事業者 紹介サービス	平時の 紹介サービス	事故発生前のセキュリティコンサルティングや脆弱性診断、セキュリティログ監視等、お客様のご希望に応じた専門事業者をご紹介します。	どなた様でも ご利用いただけます(*1)
	インシデント発生時 の紹介サービス	事故発生後の駆けつけ支援、調査・応急対応支援、コールセンター設置支援等、お客様のご希望に応じた専門事業者をご紹介します。	

※本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

(*1)ご利用には、Tokio Cyber Port への無料会員登録が必要です。

(*2)ご契約加入者以外の方でも Tokio Cyber Port への無料会員登録を行っていただくことで、期間限定お試し版をご利用いただくことができます。

専門事業者紹介サービスのご注意

■本サービスは、ご紹介のみのサービスとなりますので、ご注意ください。

- ・東京海上日動がご紹介する事業者とのご契約は、お客様ご自身のご判断で実施いただくことになります。
- ・東京海上日動がご紹介する事業者と必ずご契約いただけることを保証するものではありません。
- ・東京海上日動がご紹介する事業者との間でサービス委託料等が発生した場合は、全額お客様ご自身の負担となります。

■本サービスをご利用の際は、利用申込書の「重要事項」を必ずご確認ください。

〈もし事故が起きたときは〉

(情報漏えい・セキュリティ事故対応費用担保特約条項で補償対象となる費用(訴訟対応費用を除く))

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

〈上記以外〉

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

〈ご加入者と被保険者が異なる場合〉

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

〈示談交渉サービスは行いません〉

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置きください。

また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

〈保険金請求の際のご注意〉

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

〈告知義務〉

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。

お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※代理店には、告知受領権があります。

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約(特約条項や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

〈通知義務〉

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

〈ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について〉

- (1) ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2) ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。
- (3) 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社はこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

〈加入者証〉

加入者証が届くまでの間、パンフレット等にご加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1 か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいますようお願いいたします。

〈代理店の業務〉

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*1))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3 か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます(*2)。

(*1)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

(*2)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

この保険は、(公社)全国シルバー人材センター事業協会を契約者とし、(公社)全国シルバー人材センター事業協会会員の皆様を記名被保険者とする、情報漏えい保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、契約者である(公社)全国シルバー人材センター事業協会が有します。

このご案内書は、情報漏えい、会社役員賠償責任保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。情報漏えい、会社役員賠償責任保険に関するすべての事項を記載していません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、このご案内書にはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。